

「令和8年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務」の実施にかかる
事業者の募集について

標題について、次のとおり公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により、業務提案者（受注者）を募集します。

なお、本業務は令和8年度大阪市予算案に基づき、予算成立前に公募を行っております。選定・実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、業務内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和8年1月13日
大阪市大正区長 村田 哲志

募集要項

1 案件名称

令和8年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託

2 事業内容に関する事項

(1) 業務の目的と概要

大正区広報紙「こんにちは大正」は、大正区及び大阪市の重要施策や区民の生活に関する情報などを発信しており、区役所の発信ツールとして非常に重要な役割を担う基幹広報媒体であることから、区民が必要とする情報を掲載し、区民に「見やすい・わかりやすい・親しみやすい」と実感してもらえることを目標として発行している。

全年齢層に広報紙に親しみを持ってもらうべく、記事のキャッチコピーやレイアウト、文字の大きさなどを工夫し、より効果的な「伝え方」を取り入れるとともに、区民の関心を呼ぶものとする必要がある。

また、広報紙は区内全世帯に配布しているにも関わらず、残念ながら広報紙そのものに気付いていない、もしくは関心が無いという区民も一定数存在するため、このような広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に関心を持ち、手に取って読むようにアプローチしていく必要がある。

これらの目的を達するため、大正区のめざすべき将来像、広報紙の基本姿勢及び区民意識調査や区民アンケート調査結果を重視、理解しながら、区民目線で、区役所とともに広報紙作りに参画できる、編集力・企画力のある専門性の高い民間業者を公募型プロポーザルにより募集する。

(2) 業務内容

本事業の具体的な業務内容については、別添仕様書のとおり。

(3) 事業規模（契約上限額）

金5,270,760円（消費税含む）

（契約上限額内で契約するものとする。）

※令和8年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(4) 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、当区役所は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は当区役所と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、既履行部分に相応する委託料相当額については、協議により、部分払とすることができます。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

ア 契約保証金 要

ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号、又は第3号に該当するときは免除する。

イ 保証人 否

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- ・ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- ・ 広報紙の企画編集業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、(5)ア及び(5)イに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な

指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格について

次の各号に掲げる条件のすべてを満たしていることとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置も該当しないこと。
- エ 宗教活動や政治を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- オ 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税について未納がないこと。

5 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年1月13日（火）
(2) 質問受付締切	令和8年1月21日（水）
(3) 質問に対する回答	令和8年1月28日（水）
(4) 参加申請関係書類の提出期限	令和8年2月2日（月）
(5) 参加資格決定通知	令和8年2月6日（金）
(6) 企画提案書の提出期限	令和8年2月19日（木）
(7) プレゼンテーション・選定会議	令和8年3月12日（木）
(8) 選定結果通知	令和8年3月16日（月）
(9) 契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）
(10) 事業完了	令和9年3月31日（水）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付について

受付期間：公募開始～令和8年1月21日（水）17時30分まで

※口頭・電話による受付は行わない。また、締切以降の質問は受け付けない。

質問方法：大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務に関する質問票により、大正区

役所総務課庶務グループあて電子メールにて質問すること。メールの件名は『質問：

大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務』とすること。

【E-Mail:th0001@city.osaka.lg.jp】

回答：質問に対する回答については、令和8年1月28日（水）付で大正区ホームページに掲載し、また参加資格決定通知メールに添付し送付する。

(2) プロポーザル参加申請及び参加資格審査について

申請期間：公募開始～令和8年2月2日（月）まで（土曜・日曜・祝日を除く9時から17時30分まで。ただし、12時15分から13時を除く）。

申請方法：「6(4)提出書類について」の「参加申込にかかる提出書類」のとおり大正区役所総務課庶務グループへ持参または郵送等により提出すること。

（郵送等の場合は、令和8年2月2日（月）17時30分必着）

参加資格決定通知：応募資格の審査を行ったうえ、令和8年2月6日（金）までに審査結果を電子メール（プロポーザル参加申請時のメールアドレスあて）により通知する。

(3) 企画提案書等の提出について

受付期間：令和8年2月6日（金）から令和8年2月19日（木）まで（土曜・日曜・祝日を除く9時から17時30分まで。ただし、12時15分から13時を除く）。

提出方法：「6(4)提出書類について」の「企画提案にかかる提出書類」のとおり提案書は、選定基準（7ページ）の内容を踏まえ提案すること。

提出：大正区役所総務課庶務グループ担当へ持参または郵送等により提出すること。
（郵送等の場合は、令和8年2月19日（木）17時30分必着）

(4) 提出書類について

表－1 提出書類一覧表に示すとおりとする。

なお、提出書類は様式どおりに作成すること。様式外の書類を提出する場合は、必要書類が不足していると判断し、申し込みそのものが無効になる場合があるので注意すること。持参による提出書類については、平日9時から17時30分までの受付とする。

表－1 提出書類一覧表

提出書類	※様式については、大正区役所のホームページよりダウンロードしてください。
参加申込にかかる提出書類【提出部数:1部】	
1 公募型プロポーザル参加申出書（ 様式1 ）	
2 法人の概要（ 様式2 ）	
3 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し可）	
4 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び事業報告書	
5 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行のもの、写し不可）	
6 使用印鑑届（ 様式3 ）	
7 申請内容確認書（ 様式4 ）	
8 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税の未納がないことの証明書（提出日から3か月以内に発行：写し可）	
※非課税の場合は、その旨を記載した理由書を添付のこと（様式は任意）	
※ 令和7年度大阪市入札参加資格名簿に登録されている者は、3～8は省略可能。なお、上記以外のものであっても、申請日から前3か月以内に大正区役所において、他のコンペもしくはプロポーザルに参加申請を行い、かつ、8を提出済みのものは、その旨を①プロポーザル参加申出書に	

記載することにより 8 は省略可能。

企画提案にかかる提出書類【提出部数:7 部(正 1 部、副 6 部)】

※副本には提案事業者名や個人名などを記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

※提出できる案は、1案のみとします。提案書の総ページ数(サンプル等の参考資料含む)は 20 ページ以内とすること。(A4 サイズ、片面1ページを基準とする。A3 サイズの用紙を使用する場合は1枚あたり2 ページとして換算。)20 ページを超えた場合は、内容評価点の減点の対象となる若しくは評価しないことがあるので十分注意すること。(※ただし、提案書表紙及び見積書は、20 ページに含まない。)

※評価項目は7ページ、「7 選定について (2)選定基準」の評価項目となります。

1 広報冊子、広報紙等制作業務の経歴及び実績 (※評価項目 イー 1) (様式5)

2 企画提案書 (様式6-1、6-2)

(1) 実施体制 (役割分担、責任者等) (※評価項目 イー 2)

(2) 編集スケジュール (※評価項目 イー 3)

(3) 基本コンセプト

(4) 紙面作成にあたっての創意工夫・配慮について (※評価項目 ウー 1・2)

①区民の関心を呼ぶキャッチコピーや記事配置のレイアウト、文字、イラスト等を用いた専門性の高い効果的な「伝え方」について、提案してください。(※評価項目 ウー 1)

②広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に興味を持ち、手に取って読むような創造性に富んだ企画や編集について、提案してください。(※評価項目 ウー 2)

3. 広報紙特集のイメージ作成及び課題記事の作成 (※評価項目 ウー 3) (様式7-1、7-2)

広報紙発行の事業目的や仕様書 5(1)「広報紙作成にかかる基本方針」を踏まえ、広報紙の顔となる 1 面を作成してください。「表紙」としてデザインする、「記事を掲載する場所」として使用する等、全体のコンセプトに鑑み構成してください。(タブロイド判 1 ページ分)

また、課題として提示する記事について、原稿と写真を提供しますので、仕様書に基づき記事を作成してください。(タブロイド判 1 ページ分)

各記事の配置は指定しませんので自由に配置してください。

4. 見積書及び事業費内訳書 (※評価項目 エー 1) (様式8-1、8-2)

※ 1 についてパンフレット等参考資料となるものがあれば、様式 の添付資料として提出しても構いません (資料については返却しません)

(5) プレゼンテーションの実施

日 時：令和 8 年 3 月 12 日 (木) 10 時 00 分から

場 所：大正区役所 3 階集団検診室

出席人数：1 団体につき、4 名までとする。

内容・方法等：提出された企画提案書を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めません。また、プロジェクター等での資料の投影は不可とする。1 団体あたり 30 分以内（うち説明約 15 分以内、質疑応答含む）とする。

※プレゼンテーションを欠席した場合は、選定から除外する。

(6) 結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知する。(令和 8 年 3 月 16 日 (月) 発送予定)

また、通知後速やかに大正区役所ホームページに掲載する。

7 選定について

選定基準、審査・選定方法は次のとおりとする。

(1) 審査・選定方法

審査は、学識経験者等で構成する「大正区広報紙「こんにちは大正」企画・編集業務委託事業者選定会議」において、企画提案書等の関係書類及び企画提案者からの説明等(プレゼンテーション)により、選定基準に基づき採点を行う。

評価点の合計が、最も高い企画提案者（以下「最高得点者」という。）を受託候補者として決定する。ただし、各評価項目の平均評価点が標準点に満たない場合は、受託候補者として選定しない。

また、最高得点者が2者以上（同点）生じた場合は、「ウ 事業目的に対する手法の的確性・創造性・専門性」の点数が最も高い最高得点者を第一順位の受託候補者とする。この場合において、当該得点が同一の場合は、くじにより決定するものとする。

評価点の減点について、提案書の総ページ数（サンプル等の参考資料含む）が20ページ（A4サイズ、片面1ページを基準とする。A3サイズの用紙を使用する場合は1枚あたり2ページとして換算。）を超えた場合は、評価点から5点を減点する。また、提案書作成の条件を大きく逸脱している場合は、評価しないことがある。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(2) 選定基準

◆提案内容評価表

評価項目		配点	標準点
ア 業務目的及び業務内容の理解度			
1	企画・編集提案は総合的に業務の目的、内容の重要度を的確に反映した提案内容となっているか。	15	9
イ 業務遂行能力			
1	広報冊子、広報紙等制作業務の十分な実績があるか。（様式5）	5	3
2	適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。（様式6-1）	15	9
3	提案内容の実施に必要となる内容が網羅されており、適切なスケジュールとなっているか。（様式6-2）	10	6
ウ 事業目的に対する手法の的確性・創造性・専門性			
1	①区民の関心を呼ぶキャッチコピーや記事配置のレイアウト、文字、イラスト等は専門性の高い効果的な「伝え方」になっているか。（様式6-2）	15	9
2	②広報紙の存在を知らない層、無関心層、若年層が広報紙に興味を持ち、手に取って読むような創造性に富んだ企画や編集ができるか。（様式6-2）	15	9
3	課題記事（様式7-2をもとに作成したもの）は、仕様書の内容を的確に反映したものとなっているか。（様式7-1、7-2）	20	12
エ 費用積算根拠の妥当性			
1	総合的に収支計画が具体的かつ妥当性を有しており、実行可能なものであるか。（様式8-1、8-2）	5	3
合 計		100	60

(3) 審査対象からの除外（欠格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 選定会議メンバー若しくは本市職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ③ 事業者選定の終了までに、他の参加者に対して、企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ④ 提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 その他の事項について

(1) プロポーザル参加に際しての留意事項

- ア 採用された提案書は「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、「法人の正当な利益を害する情報等」）を除いて、情報公開の対象となる。
- イ 提出された提案書は、審査・業者選定用以外に参加者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提案にかかる費用は、すべて参加者負担とする。
- エ 提出書類に虚偽の記載をした者及び大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者のプロポーザル参加は、無効とする。
- オ 本業務受託候補者として選定された者は、契約締結等の手続き及び業務実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受託候補者の負担とする。
- カ 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。
 - ① 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 本募集要項に違反すると認められる場合
 - ⑤ その他、あらかじめ指示した事項に違反した場合
- キ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となって事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提出者が負うものとする。
- ク プロポーザルの参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことができない。
- ケ 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。なお、採用の有無に関わらず、提出された書類は返却しない。

(2) 契約に関する事項

受託候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。

ただし、各評価項目の平均評価点が標準点に満たない者は対象外とする。

9 事業担当（問合せ・書類提出先）

大正区役所総務課庶務グループ

住所：大阪市大正区千島2-7-95 大正区役所5階 電話：06-4394-9625